令和５年度第５回我孫子市自立支援協議会本部会

　　　　　　　　　　　　　　日時　令和６年２月１９日（月）

　　　　　　　　　　　　　　　　　午後２時から午後４時

　　　　　　　　　　　　　　場所　我孫子市役所　分館大会議室

|  |  |
| --- | --- |
| （１）会議の名称 | 令和5年度第5回我孫子市自立支援協議会本部会 |
| （２）開催日時 | 令和6年2月19日（月）午後2時00分から午後4時00分まで |
| （３）開催場所 | 我孫子市役所　分館大会議室 |
| （４）出席又は欠席した委員その他会議に出席した者の氏名（傍聴人を除く）出：出席欠：欠席 | 委員 |
| 出 | 大内委員 | 出 | 武田委員 | 出 | 横田委員 | 出 | 石川委員 | 出 | 関口委員 |
| 出 | 遠藤委員 | 出 | 志賀委員 | 出 | 今田委員 |  |  |  |  |
| 事務局 |
| 障害者支援課　竹井課長、三浦課長補佐、野口（妃）、並木、髙橋、森（結）、池永、関根子ども相談課　鈴木課長 |
| （５）議事 | 議案第1号　第4期障害者プランの最終報告について議案第2号　第3期子ども発達支援計画について議案第3号　地域生活支援拠点について議案第4号　日中サービス支援型共同生活援助の事業報告について |
| （６）公開・非公開の別 | 公開 |
| （７）傍聴人の数 | 傍聴人の数　　　1名 |
| 発言者の数　　　なし |

議案第１号　第４期障害者プランの最終報告について

（事務局）

　第4回我孫子市自立支援協議会本部会の開催後の令和5年12月26日から令和6年1月25日までの1か月間、第4期我孫子市障害者プラン（案）についてパブリックコメントを実施し、1名および1団体からご意見をいただいた。

　これについては、令和6年2月22日から3月22日まで、いただいた意見と意見に対する市の考え方をホームページおよび市内各所で公表する予定である。

　ここでは、いただいた意見をもとに修正した点を説明する。

　まず、19ページの市民アンケート結果におけるグラフについて、「現在利用している障害福祉サービス等の利用量」という表題だったが、よりグラフの内容を的確に表す表題とするため、「今後利用量を増やしたい障害福祉サービス等」に変更した。

　続いて、37ページの成年後見制度の普及啓発の事業内容について、「周知徹底を目指していきます。」と記載していたが、何に取り組むのか具体的に明記すべきとの意見をいただき、「関係機関との連携を強化していきます。」に変更した。

　続いて、54ページの避難行動要支援者避難支援計画の推進の事業内容について、「優先度が高い要支援者に対し、作成を推進していきます。」と記載していたが、優先度が高い要支援者だけでなく要支援者全体に対してどのように進めていくのか明記すべきとの意見をいただき、「優先度が高い要支援者から」に変更した。

　続いて、68ページの福祉施設から一般就労への移行等における目標値の表がわかりづらいという意見をいただき、表のレイアウトを全体的に変更するとともに、「・・・一般就労への移行実績の・・・」を「・・・一般就労へ移行した者の・・・」という表現に統一した。

　最後に、文章の語尾について統一した方が良いという意見をいただき、部分的に修正している。

　障害福祉計画については県への意見照会が必要なため、現在照会中である。

　照会を終えたら、3月に印刷作業を行う予定で現在進めているところである。

　本日お配りしている第4期我孫子市障害者プラン（案）がほぼ最終的な形となるため、現在そのような段階であることを報告する。

（副会長）

　何か意見や質問はあるか。

（委員）

　パブリックコメントの公表が2月22日からとのことだが、この協議会の中で、パブリックコメントにおいてどういった意見が出てどのように修正したのかを説明すべきではないかと思う。

（副会長）

　先ほど口頭で説明があったが、より詳しく書面等で説明してほしいという意見かと思う。

　今後ご検討いただければと思う。

（副会長）

　他に質問はよろしいか。

（委員）

　一同了承。

議案第２号　第３期子ども発達支援計画について

（事務局）

　障害者プランの中でも記載しているとおり、障害者プランと子ども発達支援計画は連携して定めている計画であるため、並行して策定している第3期子ども発達支援計画の概要について、所管課の子ども相談課より説明する。

（事務局）

　我孫子市子ども発達支援計画（第3期障害児福祉計画）は、「ライフステージに応じた切れ目ない支援をめざして」を副題としている。これまでもキーワードとして使用していた言葉ではあるが、今回はさらに強調したいという思いから、副題とした。

　第1章では計画策定にあたっての背景や位置づけ、第2章では第2期子ども発達支援計画の実施状況や振り返り、第3章では計画の理念等の基本的な考え方、第4章では今後の見込みと計画について記載している。また、ページの空白を利用し、いくつかのコラムを掲載している。医療的ケア児支援法やヤングケアラー、マルトリートメントといった、近年注目されているキーワードについてコラムとして掲載している。

　まず、計画の位置づけについてだが、我孫子市子ども発達支援計画は障害児福祉計画の内容を併せ持っており、我孫子市障害者プランと連携しながら策定するというのは先ほどの障害者プランの説明にもあったとおりである。また、子ども発達支援計画は我孫子市子ども総合計画の部門別計画であり、教育委員会が策定する教育振興基本計画とも連携している。

　計画の対象は、0歳から18歳までの発達に支援が必要な子どもとその保護者としている。医療的診断がついている子どもや障害者手帳を持っている子どもに限らず、発達に支援が必要な子どもは全て対象にしているというところが特徴である。基本的な対象が子どもではあるが、子どもが育つ上では保護者を含む子どもの養育環境への介入も重要と考えているため、今回はその点も明記している。

　基本理念は「子どもがのびやかに自分の力を発揮できるまち」としており、これは我孫子市子ども総合計画における4つの基本目標の一つでもある。

　基本目標が5つあり、それぞれの施策と事業の内容を記載している。

　今回の子ども発達支援計画のポイントの一つは、医療的ケア児支援を積極的に取り入れるということである。子ども発達支援計画（案）の8ページには、新しくできた医療的ケア児支援法について、18ページにはこれまでの振り返り、29ページには施策の方向性、31ページには見込み値を記載しているが、我孫子市においては医療的ケア児支援の体制がまだ十分に確立されていないため、こうして計画に盛り込むことでしっかりと構築していくことが、今回の計画の大きな柱の一つである。

　子ども発達支援計画は、療育・教育システム連絡会を中心に策定している。療育・教育システム連絡会は、福祉分野、教育分野、地域資源等の様々な分野との連携が重要であることから、各関係部署の方にご参加いただいている会議である。これまで5つの部会があったが、新しく医療的ケア児支援部会を設置したため、ここでも医療的ケア児支援を推進していきたいと考えている。また、今後の計画進行の検証と評価についても、この療育・教育システム連絡会にて行っていく。

　計画の策定に先立ち、昨年の7月から8月にかけて実施したアンケートの概要を44ページ以降に掲載している。4種類のアンケートがあり、こども発達センターを利用している子の保護者、児童発達支援事業を利用している子の保護者、障害児相談支援事業所、児童通所支援事業所の皆様にご協力をいただいて回答をいただいた。

こども発達センターについては、前回の計画策定時のアンケートと比較すると、「担当者が話しにくかった」という意見が減った一方、内容が専門的になってきていたり、発達に関することが重要視されてきている背景もあってか、「余計不安になった」という意見が増えているのが目立った。

児童通所支援については、利用している子どもの年齢が低くなってきているのが一つの特徴だと考えている。また、「子どもが楽しんでいる」、「子どもが成長した」という意見が増えたことから、サービスの質の向上が窺える結果となっている。

障害児相談支援事業所については、皆様に尽力いただいているところではあるが、やはり成人の計画と立て方が異なることや、障害児に関しては情報が限られている部分もあるため、そうした点で苦労されている様子が見られた。

児童通所支援事業所については、昨今利用者が増加する中で、職員の人材育成に課題を抱えているという回答が多くあった。先ほどの相談支援事業所に対しても同様に、研修等、市としてできる部分は連携しながら支援していきたいと考えている。

最後にパブリックコメントについては、3名および1団体から21件のご意見をいただいた。主な修正点は文言であり、大変細かい部分まで見ていただきご指摘いただいたことを有り難く思っている。

医療型児童発達支援について、この事業を使われる方は非常に限られた条件であるため見込み値を0としていたところ、この内容について説明いただきたいという意見があった。もちろんこれは、あくまでも現時点での見込みが0ということであり、この事業に全く取り組まないということではなく、サービス提供が必要な場合はすぐに対応できるよう、日頃から事業所と連携を取りながら進めていきたいと考えている。そのような中、数日前に県より、医療型児童発達支援は今後児童発達支援に含まれる形となっていくため、この項目自体を掲載しないでほしいとの指摘があったため、案の時点では載せていたが、結果的には削除する形となる。

文言の修正について、発達の歪みや発達の偏り、発達の遅れといった言葉を使っていた部分があったが、全て発達特性という文言に変更した。また、小中学校に通う児童生徒という表記もいくつかあったが、学校に通いたくても通えない子どもも増えているため、学齢期の児童生徒という文言に変更した。

その他、こうした事業を実施してほしいといった要望や、児童通所支援事業との連携、指導等に関するご意見もいただいたが、これらについては既存の事業の中で対応している部分や、また今後は事業所向けの研修の体制等の充実も考えているため、その旨を回答させていただいている。

また、障害のある方への合理的配慮というテーマのコラムについて、重要なことであるためより詳しく載せてほしいというご意見をいただいたが、コラムについては紙面に限りがあるため、計画上で内容を変更させていただくことはなかったものの、障害者支援課と連携しながら、合理的配慮について説明するホームページの作成を検討している。

子ども発達支援計画の概要の説明は以上である。

（副会長）

　何か意見や質問はあるか。

（委員）

　医療型児童発達支援について、必要があれば対応するということではあったが、初めから0であれば項目自体が不要のため、少なくとも1等と入れるべきではないのか。結果的には県の指摘により削除するとのことだが、その考え方だけ再度教えてほしい。

（事務局）

　医療型児童発達支援は、医療的ケアが必要な子どもに対する児童発達支援ということではない。医療的ケアを必要としながら児童発達支援を利用されている方は市内にもおり、対応できる事業所も近隣市を含めてある。

　一方、医療型児童発達支援は、既に入院しており、常時医療的ケアが必要な子どもに対する事業で、我孫子市においてこの事業を利用しようとした場合、千葉リハビリテーションセンターまで行かなければならない。もちろん、千葉リハビリテーションセンターとは、日頃から必要時に連携が取れるようにはしているが、現状そのように入院されている方はいないこと、また、今後利用される方についても現時点では見込みがないということで、0として記載していた。

　その上で、1としておくべきではなかったのかというご指摘もごもっともだと思う。

（副会長）

　結果的には削除することとなったようだが、見込みが0でも掲載していたことは、対象となる方がいればいつでも相談に乗りたいという心意気であったように感じる。

　他に意見、質問はよろしいか。

（委員）

　一同了承。

議案第３号　地域生活支援拠点について

（事務局）

　本日は、我孫子市の地域生活支援拠点として新たに3つの事業所を登録してよろしいかということについてのご意見を皆様に伺いたいので、そのことを念頭に説明を聞いていただければと思う。

　この地域生活支援拠点というものを協議会で取り上げている理由は、地域生活支援拠点事業は市町村の協議会で議論することとされているためである。現状我孫子市においては、2つの法人が拠点として登録されているが、その登録の際にもこうした形で協議会の皆様のご意見をいただいた上で登録させていただいたため、今回も同様にご意見を伺う場を設けさせていただいた。

　まず、ご意見を伺うにあたり、地域生活支援拠点について、また我孫子市の現状を簡単に説明させていただく。

　まず地域生活支援拠点とは、障害児者の重度化・高度化や「親亡き後」を見据えつつ、障害児者の地域移行をさらに推進する観点から、居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害児者が安心して生活することができるサービス提供体制を地域全体で構築することである。

　拠点に必要な5つの機能が、先に申し上げた、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりであり、我孫子市においてもそれぞれの機能ごとに様々な取り組みを実施している。今回はそれぞれの詳細は割愛するが、相談機能についてのみ後ほど説明させていただく。

　我孫子市の拠点事業の特徴としては、既存の社会資源を有効活用した面的整備型で整備を行っている。面的整備型とは、市全体を一つの面として捉え、市内にある様々な事業所や人材といったあらゆる社会資源を活用して市全体で拠点を担うという整備手法である。これと比較される手法として多機能拠点整備型という手法があり、こちらは「拠点」という一つの建物、施設を設け、そこに全ての機能を集約して拠点を担うといった整備手法である。

　我孫子市の拠点事業のその他の特徴として、これまで培ってきた相談支援の連携を主軸に事業を行っていること、また、高齢者福祉、生活保護、児童福祉等の様々な分野との連携を強みに事業を行っていることが挙げられる。

　拠点に必要な5つの機能のうちの相談機能について、我孫子市においては、皆様ご存知のとおり、平成25年度から市内を5地区に分け、各地区に「障害者まちかど相談室」という相談を担う事業所を設置している。それぞれ2名以上の相談員を配置していただき、24時間連絡が取れる体制を確保している。この5地区のまちかど相談室と、市直営の基幹相談支援センターが連携して相談支援体制を構築しているというのが、我孫子市における相談機能の体制であり、これまで培ってきた我孫子市の強みでもある。

　そうした中で、現在の我孫子市における拠点の登録状況だが、2018年4月以降に、2つの法人が我孫子市の拠点として協議会の皆様の承認を得て登録されている。社会福祉法人アコモードおよび社会福祉法人柴崎すずしろ会であり、双方とも、相談、短期入所（緊急時の受け入れ・対応）、グループホーム（体験の機会・場）という3つの機能を担う拠点として登録されている。

　相談の機能について言うと、布佐地区および天王台地区のまちかど相談室は既に拠点として登録されているが、残る3か所、つまり、新木地区、湖北地区、我孫子地区のまちかど相談室は拠点として登録されていない状況である。しかしながら、実態としては5地区のまちかど相談室で相談支援体制を築いている中で、残る3か所のまちかど相談室を相談の機能としての拠点に位置付けてよろしいかという点について、本日皆様にご意見を伺いたい。

（副会長）

　まずは意見や質問をいただいてから、最後に議決を取りたいと思う。

　何か意見や質問はあるか。

（委員）

　拠点として位置付けられることで、事業所の体制としてはどの程度のことが変わってくるのか。

　24時間体制という点に関して、現状は、窓口開設時間以外は基本的には留守番電話での対応であり、緊急の場合は折り返す形となっているが、そうした対応で問題ないのか。

（事務局）

　確かに拠点の相談の機能については、24時間365日対応ができる体制を構築することとなっているが、これは、24時間365日窓口を開設しなければならないということではない。

　例えば先ほど仰っていただいたような留守番電話等での対応のように、何らかの形で緊急時には対応ができる体制が確保できていれば良いため、拠点となったからといって特に体制の変更はせずとも、現状の体制のままで拠点の機能としては十分だと考えている。

（委員）

　拠点は相談の機能のみでなれるのか。

（事務局）

　5つの機能のいずれかを担っていれば、その機能の拠点としての登録は可能である。

（委員）

　現在行われている委託相談事業と拠点事業の違いについて教えていただきたい。

（事務局）

　我孫子市において実施している委託相談と拠点事業は、全く別物である。一般相談については従来どおりに委託させていただき、それとは別に、拠点の機能の一つも担っていただく形である。

（委員）

　委託相談事業を請け負っている事業所が拠点として登録されたからといって、特別何かが変わるということはないのだと思う。

　日頃から、夜間であっても対応が必要な相談が入れば対応されており、緊急でなければ翌日以降に対応するという体制は、変わることはないと思う。

（委員）

　先ほどのような留守電での対応の場合、暴力等の緊急時に対応できないのではないか。留守電を聞いて翌朝に対応するといった形で良いのか。

　また、資料に記載のある「論点」と「登録」という言葉の意味が明確でないため、考えを聞かせていただきたい。

（事務局）

　まず、24時間365日体制については、確かに対応が少し遅くなることはあると思うが、現状の体制であっても、そもそも委託相談の要件として、年間を通して24時間の体制が取れることとしており、実際に緊急の場合は夜間であっても対応していただいている。そのため、既に本当に緊急の場合には対応が可能な体制が取れていると考えているため、拠点となったからといって新たな体制は設けずとも、拠点の機能を満たしていると考える。

　「論点」は、今回皆様にお聞きしたい事項という意味で表記したが、不適切であったら申し訳ない。「登録」に関しては、拠点として登録するための承認を皆様から得たいという意味である。

（委員）

　「障害者まちかど相談室」としての機能が、既に拠点の機能を担っているのではないかという市の見解であると理解している。

　そのため、拠点としての何か特別な動きがなければ、拠点になったからといって予算や報酬等が変わるということはなく、また、拠点にならなかったからといってこれまでの「障害者まちかど相談室」の業務が制限されるということもない。

　ただ、現状でその機能がある以上、やはり地域生活支援拠点事業を我孫子市においても拡充していこうという市からの提案なのではないか。

（事務局）

　仰るとおりである。

　皆様には、日頃から委託相談の範囲内で緊急対応や困難ケースの対応をしていただいている。そこを拠点として登録することで、現状やっていただいている対応について加算が取れるようになる場合もあることから、提案させていただいている。

（委員）

　ここでは相談機能の話になっているが、例えば法人内で相談支援事業所が相談機能として拠点に登録され、その後、事業所が離れた場所にあったとしても、同法人のグループホームや短期入所等をそれぞれの機能として拠点に登録することはできるのか。

（事務局）

　可能である。

　市としても、我孫子市の拠点事業を充実させていきたいと考えているため、もしも登録したいという事業所がいらしたら、積極的にご相談いただき、このような場で承認を得て登録していただきたい。

（委員）

　拠点というと、全ての機能が一つの施設に集約されている多機能拠点整備型のイメージが強いが、面的整備型の場合は、様々な施設をそれぞれの機能として登録して拠点を整備していくため、今後我孫子市においてそうした資源が増え、拠点が充実していけば良いと思う。

（委員）

　先ほども申し上げたが、例えば柏市の場合は、夜間も含めて拠点として相談窓口が設けられており、夜間であっても電話をすれば対応してもらえるという安心感がある。

　我孫子市の場合は、相談窓口は日中のみであり、その点についてどう議論しどう考えているのか、実際に対応できるのか、共通認識を持つ必要があると思う。

（事務局）

　確かに、拠点という一つの施設を設け、そこで24時間対応を行うという安心感は大きいと思う。

　ただし現状我孫子市においては、事業所ごとの連絡体制や、また市との連携体制が取れており、緊急時には相談を受け、場合によっては市とも連携しながら対応している。

　そのため、24時間の相談窓口を設けて待機するのではなく、現在構築できているそうした体制を強化していきたいと考えている。

（委員）

　確かに、24時間の相談窓口が設けられており、電話をすればいつでも誰かが出てくれるという安心感は大きいと思う。

　ただしまちかど相談室の一員として相談機能に関して言うと、夜間に関しては留守電にはなるものの、気付いた時には確認をして必要があれば折り返しており、実際に夜間に動いたケースもある。先日も、他の事業所や市と連携して対応したケースがあった。

　そのため、現在のところは連絡が取れなくて困ったという声は聞いたことがないが、もしそのようなお声があれば、教えていただければ改善していきたいと思う。

（事務局）

　多機能拠点整備型として一か所の拠点を設け、緊急時に初めてその施設に連絡をするというよりも、まちかど相談室に面的整備型としての拠点の機能を担っていただくことで、日頃から相談している場所が緊急時にも窓口となって支援に繋げられるという点も我孫子市の強みだと考えているため、ご理解いただけると有り難い。

（事務局）

　もちろん多機能拠点整備型で24時間の相談窓口があるといった体制のメリットも大きいとは思うが、拠点事業については、その地域の特性に応じて整備していくこととされている。

　我孫子市においては、これまで築いてきた相談支援の連携を強みとしているため、それを活かして、皆様のご意見を伺いながら更なる強化を目指していきたいと考えている。

（副会長）

　他に意見や質問はよろしいか。

（委員）

　一同了承。

（副会長）

　それでは議決を取る。

　我孫子地区、湖北地区、新木地区のまちかど相談室を拠点とすることに賛成の方は挙手をお願いする。

（委員）

　全員挙手。

（副会長）

　賛成多数により承認とする。

（委員）

　仕様書等はあるのか。

（事務局）

　書類等に関しては今後整備予定のため、でき次第お示しする。

議案第４号　日中サービス支援型共同生活援助の事業報告について

（事務局）

　本日は、市内２か所の日中サービス支援型共同生活援助事業所の方にお越しいただいている。

　我孫子市においては、市内の日中サービス支援型共同生活援助事業所に、年に一度自立支援協議会にて事業報告をいただくこととしているため、本日２か所の事業所に報告をいただきたいと思う。

　それではまず、ソーシャルインクルーホーム我孫子南新木から説明をお願いする。

（ソーシャルインクルーホーム我孫子南新木）

　現在、男性棟10名、女性棟10名、短期入所2名の計22名の受け入れをしており、男性棟、女性棟ともに満床の状態となっている。

　障害支援区分については、区分3が1名、区分4が7名、区分5が9名、区分6が3名の計20名の方が本入居している。

　障害種別に関しては、重複もあるものの、身体障害が3名、知的障害が12名、精神障害が11名、難病の方が1名である。

　前年に退去された方が男性棟、女性棟各2名ずつおり、男性棟、女性棟ともに前年中に2名ずつ新たに本入居されている。

　グループホーム内での日中のサービスについては、生活介護や就労継続支援A型・B型等の日中活動に通っている方が19名と、基本的に在宅生活をされている方が1名である。サービスについては、学習支援や買い物の支援、通院等の介助、食事の提供、また往診医や訪問看護の受け入れをしている。

　利用者の方の外出や余暇活動については、コロナが5類になったこともあり、同行援護等の移動支援のサービスを利用する方が増えてきている。また、ご家族の負担とならない範囲で、外出や外泊の機会も少しずつ増加してきている。

　支援体制の確保については、週末はグループホームで過ごす時間が長い方が多いため、週末の職員配置を手厚くしている。

　家族や地域住民との交流の機会については、ご家族と年に一度面談の機会を設け、グループホーム内での生活や、外出・外泊のペース等の確認をさせていただいている。地域交流に関しては、地域の方と個々に関わっている利用者の方もいるが、自治会等を通して、地域活動に参加が可能な場合は参加させていただいている。

　実習生やボランティアの受け入れについては、コロナ禍を経てご縁が切れてしまった部分もあり、現在は受け入れはできていないが、今後は専攻学部等と連携しながら受け入れをしていきたいと考えている。

　緊急や一時的な支援の受け入れについては、相談支援専門員や行政から依頼があった場合には、受け入れが可能な状況である。昨年は、他市より依頼を受けて長期利用されていた方がいらした。

　今後としては、各事業所や相談支援専門員等と綿密に連絡を取り、利用者の方についての情報共有をしながら、日々の生活を安全に送っていただけるように努めているところである。

　報告は以上である。

（副会長）

　何か意見や質問はあるか。

（委員）

　これからご報告いただくグループホームふわふわ我孫子については手元に資料があるが、ソーシャルインクルーホーム我孫子南新木については、資料が何もない。

　年に一度の大事な機会のため、説明いただく内容の資料をご提示いただければと思う。

（ソーシャルインクルーホーム我孫子南新木）

　今回については行政から特に様式等の指定がなく、資料を使用する場合は事前に提出、口頭のみであればそれでも構わないとのことだったため、口頭で説明させていただいた。

　資料が必要ということを踏まえ、次年度からは資料を準備し提出したいと思う。

（事務局）

　事業所ごとに様々な独自の取り組みをされている中で、様式を定めてしまうと、どの事業所も同じような内容の報告になってしまう。それぞれに特色を出したご報告をいただきたく、様式の指定はせずに、任意の様式、もしくは資料を使用しない場合はそれでも構わないとお伝えした。

（委員）

　職員の研修についてはどのような取り組みをしているか。

（ソーシャルインクルーホーム我孫子南新木）

　研修については、毎月定期研修の機会を設けており、虐待、身体拘束、感染、障害種別、消防、避難等、月ごとにテーマを定めて実施している。

（委員）

　短期入所の利用は、年間や月間でどの程度あるのか。

（ソーシャルインクルーホーム我孫子南新木）

　月によってばらつきはあるが、男性棟は毎月90％ほど埋まっている状態である。女性棟については、毎月定期的に利用される方が1名のみで、5～10％の利用となっている。

（副会長）

　他に意見や質問はよろしいか。

（委員）

　一同了承。

（副会長）

　続いて、グループホームふわふわ我孫子より、説明をお願いする。

（グループホームふわふわ我孫子）

　利用者状況としては、10名のユニットで指定を取っており、うち9名が入居している。障害支援区分については、区分4が1名、区分5が3名、区分6が5名であり、全て我孫子援護の方である。障害種別については、身体障害が7名、知的障害が2名、精神障害が0名である。

　利用者の方の主な日中活動については、平日は生活介護や就労継続支援B型に通所されている方が多いため、朝の送り出し準備や受け入れ業務、土日は余暇活動等を行っている。職員支援業務としては、食事の提供、排泄介助、入浴、清掃、洗濯、居室の整理整頓、余暇活動、服薬管理といった日常生活の支援を行っている。外部の日中活動内容は、生活介護についてはあらき園、プラムツリー、みずきに通所しており、就労継続支援B型については希望の橋に通所している。

　利用者の方に対する外出や余暇活動の支援については、季節に合わせたレクリエーション等、意見を出し合って案を練っている。現在出ている案としては、近隣のファミリーレストランへ外食に行くという希望があるようで、計画を立てて実施していきたいと考えている。入居を希望される新規利用者の方がいる場合の体験利用については、これまでの体験利用数は9名で、新規利用の方については緊急でない限り体験利用をしていただくように努めている。

　支援体制の確保については、現在10名のユニットのうち9名が入居されており、平日土日問わず、管理者を含む場合もあるが、2～3名の体制をとっている。夜間従事者に関しては、毎晩1名の職員が勤務している状況である。

　職員研修については、新入職員に関しては、接遇マニュアル、虐待防止・身体拘束適正化マニュアル等の入社オリエンテーションを実施している。また、2か月にわたるOJT研修や、半年にわたる新人研修マニュアルといったプログラムがある。その他、毎月本部主催の虐待防止委員会を開催し、その内容を落とし込んだ事業所ごとの委員会も開催している。事業所ごとの委員会においては、利用者の方の様々なリスク想定とその対策を考え、さらにその内容を毎月のケア会議にて個別支援計画に落とし込むようにしている。他にも、事例共有や、外部研修のアナウンス等を本部にて行っている。

　家族や地域住民との交流の機会については、利用者の方との散歩や、外の植物に水やりに行く際に、通り道で挨拶運動を行っている。地域交流を図るにあたっては、利用者の方が近隣住民の方々と会話を楽しむといったところからスタートしていきたいと考えている。ご家族の訪問については積極的に受け入れており、土日に毎週面会に来られるご家族もいらっしゃる等、風通しの良い事業所を目指している。

　実習生やボランティアについては、これまで実施した実績はないが、今後は積極的に団体等にアプローチしていきたいと思っている。

　短期入所については、地域の利用者の方を積極的に受け入れるように本部から各事業所に指導している。グループホームふわふわ我孫子においては、現在、身体介助の必要な利用者の方の受け入れができるよう、職員の技術向上を図っているところである。

　緊急・一時的な支援等の受け入れについては、これまで1件、ご家族から緊急の依頼があり利用していただいた実績がある。

　相談支援事業所や他サービス事業所との連携状況については、利用者の方に関する問題があればその都度相談支援専門員と連絡を取って相談し、他のサービス事業所とは連絡ノートを使用する等して利用者の方の状態を共有している。なるべく多くの会話を事業所と交わしていきたいと思っている。今後は短期入所の利用可能日や空室情報についても共有を行い、緊急の受け入れや短期入所の利用希望にできるだけ応えていきたいと考えている。

　報告は以上である。

（副会長）

　何か意見や質問はあるか。

（委員）

　グループホームふわふわ我孫子を運営する株式会社恵については、新聞等で大きく取り上げられた食材料費の過大請求の問題があり、どこかのグループホームでは虐待案件もあったと聞いている。

　我孫子市のグループホームふわふわ我孫子については、食材料費の過大請求はあったのか、なかったのか。

（グループホームふわふわ我孫子）

　過大請求の問題については、説明が必要だと思っている。

　まず、報道内容にある愛知県のグループホームと関東では、食材料費の徴収方法が異なっている。

我孫子市を含む関東については、運営規程に一食ごとの金額の記載があり、それをもとに食数をカウントして請求している形である。

一方の愛知県については、介護サービス包括型のグループホームが中心ということもあり、運営規程において食費が月額表記となっており、一食ごとや一日ごとの表記はなかった。そのように月額として食費を徴収していた中で、利用者によっては食べない日もあるにもかかわらず月額として徴収するのは過大徴収にあたるのではないかという指摘が報道の正しい内容である。

そのため関東のグループホームについては、一食ごとの表記があり、食数通りの請求を行っているため、新聞等で報道されているような過大徴収はないと考えている。

ただし、いただいている金額に対して実際にかかった費用はどうだったのかという点はまた別である。

この点についても、我孫子市のグループホームにおいては、食品会社に調理型のプランを依頼しており、一食いくらという形で配達をしていただくことが主であるため、過度な差額はないものと考えているが、少なからずある差額については、市にも書類を提出し、その計算や返金方法を精査しているところである。

（委員）

　少なからず差額はあったものと理解する。引き続き調整をお願いしたい。

　続いて、入浴介助や掃除、洗濯について伺いたい。

　確かに自立支援サービスは、できる部分は自ら行うという趣旨であるが、車椅子利用で自ら掃除を行うことが難しい利用者についても、保護者が行って部屋を掃除していたと聞いている。実際はどうなのか。

　また、入浴の回数はどうなのか。

（グループホームふわふわ我孫子）

　まず法人としては、毎日入浴していただける環境を目指しており、浴室に関しても、リフト浴と通常の浴室の双方を設け、日々努力しているところである。

　グループホームふわふわ我孫子の開設当初は、人員体制の確保の問題によって苦労して運営していた状況もあり、毎日入浴をしたいという希望が叶わなかった時期もあった。

　ただし現在は、自立して入浴ができる方は毎日入浴いただき、介助が必要な方については、週3回の入浴を実施している。

　掃除についても、本来は世話人が行うべき内容について、過去には至らない部分があったようだが、現在は保護者に掃除をしていただくといったこともなく、職員一同でしっかりと衛生環境を保っている。

（委員）

　報告の中で、土日は余暇活動を行っているとあったが、具体的にどのような活動をされているのか。

　平日は事業所に通所する方も多いと思うが、とりわけ土日はどのような日中活動を行っているのか。

（グループホームふわふわ我孫子）

　余暇活動については、利用者の方々の希望を聞き、実際の活動に生かしていきたいと考えている。

　まだ開設から日が浅く、地域性に合わせてどのような活動をしていけば良いのかというグループホームとしての答えが出ていない状況のため、現在は、会社全体として用意している春夏秋冬に合わせた季節の行事を楽しんでいただけるような企画を実施している。

　本来であれば、グループホームの中だけではなく外との繋がりが持てる行事に取り組んでいきたいが、我孫子市においてできることがまだ見えていない状況のため、今後は市内で行われる行事に参加するといったこともしていきたいと考えている。

（委員）

　具体的に、現在土日の余暇活動は何をしているのか。

（グループホームふわふわ我孫子）

　運動を兼ねて、風船を使った遊びや、外での散歩等をしている。

　レクリエーションとしてはクリスマス会を実施し、利用者の方々にも喜んでいただいたため、今後も季節に合わせた行事を続けていきたいと思っている。

（委員）

　レクリエーションとしてクリスマス会を実施したとのことだが、現在既に2月になっており、3月にはひな祭りといった行事もあると思う。

　約1年運営されてきた中で、どのような内容と頻度で行事を実施してきたのか。実施してこなかったのであれば、これからどうしていきたいのか。

（グループホームふわふわ我孫子）

　今後については、桜の季節には利用者の方々と桜を楽しみたいと思っている。

　また、昨年グループホームから手賀沼の花火大会を観ることができ、利用者の方々が大変喜んでいたため、こちらも毎年の行事にしていきたいと思っている。

（委員）

　開設から約1年が過ぎ、職員体制については、日中は2～3名、夜間は1名とのことだが、開設時から管理者およびサービス管理責任者は替わっていると聞いている。

　支援員が替わることで利用者の方が不安定になることも想定されるが、新しい職員を含め、会社としてどう対応していく予定なのか。

（グループホームふわふわ我孫子）

　開設当初からは管理者が2名交代し、現在は、他の事業所で活躍していた者が管理者として着任している。

　現在の職員体制については、日中が2～3名で、ここには管理者が含まれる日もあり、決して十分だとは考えていない。

　夜間についても1ユニットにつき2名配置をしていきたいと考えているため、日中は管理者およびサービス管理責任者を除いて2～3名、夜間は2名を目標に努力しているところである。

（委員）

　職員研修について、職員倫理規程や接遇マニュアル、虐待防止・身体拘束適正化マニュアルを実施しているとあったが、研修というのは、十分な時間が必要なものだと思う。単に読むだけでは不十分だと思うが、どのように時間をかけ、説明をして理解してもらうような研修を実施しているのか。

　また、虐待防止委員会はどのような組織になっているのか。どのような内容で、誰を対象にどのような内容の会議を行っているのか。

（グループホームふわふわ我孫子）

　虐待防止委員会については、まずは本部の虐待防止委員会で組織している。

　本部の虐待防止委員会においては、各事業所に虐待防止に関する基本的な知識の研修を行ったり、年間計画を作成し、その内容を各事業所に落とし込んでいくといったことを行っている。

　また、虐待事案が発生した時には、臨時の虐待防止委員会の招集や、虐待防止委員会とは別の組織だが、内部監査部門の介入や、第三者委員会の招集等を行っている。

　本部の虐待防止委員会は、月に一度1～2時間程度オンラインで開催しており、各事業所の管理者やサービス管理責任者といった管理責任者が参加し、年間計画を立てた毎月のテーマに合わせて手引きを行う。そこで、各事業所の虐待防止委員会におけるテーマや内容をレクシャーし、それを受けて、本部の虐待防止委員会に参加した管理者やサービス管理責任者が、各事業所の虐待防止委員会の中で議論を行うといった形である。

　あわせて、各事業所の虐待防止委員会の内容を本部に提出することで、各事業所の虐待防止に関する意見や知識レベル等を本部の虐待防止委員会で分析し、今後に繋げていくといった活動も行っている。各事業所の虐待防止委員会における議事録をリアルタイムで本部に共有するようなITを駆使した環境も整備中である。

　各事業所ごとに利用者の方々も異なるため、そうした事情を踏まえて、本部の担当者やエリアの担当者、また管理者やサービス管理責任者で一体となって虐待防止に取り組んでいくといった組織的スキームとなっている。

　内部研修については、入社日のオリエンテーションに加え、入社から半年間の試用期間中に、障害特性や虐待防止、感染、危機管理といった11項目の新人研修マニュアルをまずは一人一人読んでいただき、管理者やサービス管理責任者が補足を行っている。

　全職員が集まっての研修については、開設当初は全職員での1日の研修を実施するが、やはり運営開始後には全ての職員を1日に集めることは難しくなるため、管理者やサービス管理責任者、エリアマネージャー等が個々に時間を設けて実施していくこととなり、そうした形での研修は現在も続けている。

　昨今は積極的に外部研修も受講しており、先日は千葉県の権利擁護研修も受講した。千葉県内の全事業所の職員が参加するべく応募したところ、同会社からは3名までとのことで、中心的な人員3名の参加となったが、内容については今後情報共有していきたいと思っている。

　やはり研修については、管理者やサービス管理責任者が一人一人に対して教えるべきだと思うが、時間的な問題もあるため、今後は会社として動画研修等も導入していこうと考えている。

（委員）

　現在の日本における労働形態は3つあると言われており、肉体労働、頭脳労働、そして私たちの仕事は感情労働と言われるものである。

　現在学校の現場にいる中で、先生から子どもへの指導において、感情を制する者は教室を制するということが言われており、私たちが人と接する時には、感情をコントロールする力をつけていないと、虐待や圧の強い指導等が起こってしまう。

　アンガーマネジメントと言うと大袈裟に聞こえるが、現在学校の現場においては、校長先生も含めて自分で自分の感情をコントロールするためのロールプレイ等を行っている。

　とりわけ福祉の現場においては、強度行動障害のある方等にどのように対応するかは、その人の感情のコントロールによるところが大きいと思う。子育てにおいて暴力は絶対に駄目だといったことも同様である。

　また、自分の感情がどうなった時に爆発するのか、自分のしていることが良いのか悪いのかといった自己内省を行うことも非常に重要である。

　自己内省ができない職員の場合、研修を行ったところで身につかない可能性があるため、自分はどういう人間か、何に怒りを感じ、怒りを感じた時にどう対処するのかといったことを、管理職等がしっかりと抑えておいてあげることが大切だと感じるため、そのような内容を研修に取り入れてみても良いのではないかと思う。

（グループホームふわふわ我孫子）

　アンガーマネジメントに関しては今期の研修計画にも入っているため、ぜひ取り入れていきたいと思う。

（委員）

　何点か伺いたい。

　まず、自治会との関係についてである。自治会に加入しているのかどうか、地域の防災訓練等に参加しているのかどうか、自治会との付き合いはどうなのかといった実態を教えていただきたい。

　また、ボランティア活動については具体的にどういったボランティアを望まれているのか。過去の実績や、今後こういった活動をしてほしいといったことがあれば教えていただきたい。

（グループホームふわふわ我孫子）

　グループホームふわふわ我孫子については、自治会に参加しており、より良い関係を築くように努力している。

　ボランティアについては、グループホームふわふわ我孫子においてはまだボランティアや実習生に関する活動ができていないが、千葉県内の他の事業所では、例えば女性のユニットにベリーダンスの団体の方に年に2～3回来ていただき、その日のために衣装を利用者の方が作り、それを身に着けて踊っていただいたり音楽を演奏していただいたりといった取り組みを毎年行っている事例がある。また、専門学校からの実習生を受け入れ、いきなり支援をお願いするのではなく、まずは余暇活動から参加していただいて利用者の方々との関係を築いていただくといった取り組みや、資格の取得を目指すため、入浴介助の一日体験といった機会を設けている事業所もある。

　開設からまだ1年ほどのため、地域の方にご理解をいただきながら、地域の方と一緒に取り組みを広げていきたいと考えている。

（委員）

　話が戻るが、事業所内での職員研修について、日中利用者の方々がいらっしゃらない時間にしか実施できないと思うが、具体的に職員の方は何名いて、いつどのように実施しているのか、また、夜間従事者の方にはどのように周知しているのか教えていただきたい。

　また、開かれた運営という中では、地域との交流が不十分ではないかという点を指摘したい。

　加えて、家族との細かな情報共有というのは、具体的にどのようなことをされているのか教えていただきたい。

（グループホームふわふわ我孫子）

　地域交流については、約1年運営を行う中でなかなか上手く進んでいない部分があり、会社としても不十分だと考えている。こちらについては継続的に取り組んでいかなければならないと思っており、まずは事業所について地域の皆様に知っていただくところからと考えている。お散歩支援や外出支援を行う中で、地域の皆様にご挨拶をしながら、活動内容等について知ってもらいたいと思っている。現在は、その点についてもまだ十分とは考えていないため、そこから積み上げていきたいと思っている。まずはそうした周知ができたら、消防訓練等に一緒に参加したり、市役所の方々や相談支援専門員の方々に気軽にいつでも来ていただけるような事業所を目指している。

　ご家族との情報共有については、お恥ずかしながら以前はそれぞれの利用者の方の情報が不足している部分があったため、ご家族の方に確認しながら支援を進めている。まだまだ知識不足のため、上司や職員、ご家族の方、そして地域の皆様の力をお借りしながら今後に繋げていきたいと思っている。

　事業所内での職員研修については、平日の日中は事業所に通所される方がほとんどのため、そうした時間を設けることは可能である。ただし日中であっても全ての職員が手が空いているわけではないため、その日研修を受ける職員や内容を決め、管理者等が個別に指導を行うといった方法をとっている。これは、全事業所で同様の方法としている。夜間についても同様に行っており、夜間従事者の勤務は17時から翌9時までとなっているが、その中でシフトの調整をして1時間の研修を行ったりと、それぞれシフト調整をして時間を有効活用しながら実施している。

（副会長）

　協議会一同、どちらの事業所も我孫子市の貴重な資源だと思っている。

　日中サービス支援型のグループホームということで、とりわけ重度の方を受け入れていただく施設として、職員による身体介護ができるということを前提に体制を整えてからの開所や受け入れをお願いしたいと思っている。

　他に意見や質問はよろしいか。

（委員）

　一同了承。

（副会長）

　議案は以上となるが、事務局から連絡等あるか。

（事務局）

　今年度の自立支援協議会本部会は今回が最後となる。

　今年度は次期障害者プランの策定年度として、例年よりも多い回数の開催となったが、ご協力いただいたことに感謝申し上げる。

　次回の自立支援協議会本部会は、来年度6月頃を予定している。

　現在の委員の皆様の委嘱期間が5月31日までとなっているため、次回の開催は委嘱替え後となる。

（副会長）

　以上をもって、令和5年度第5回自立支援協議会本部会を閉会する。